

# 令和4年度版 農業土木工事仕様書 改訂内容

## 1. 農業土木工事仕様書

○農林水産省、国土交通省 土木工事共通仕様書の改訂に伴う表現の適正化、適用すべき諸基準等の追加、内容の追加・修正・削除等

### ・第1章 総則

- 1- 1- 1 適用工事
- 1- 1-19 建設副産物
- 1- 1-24 施工管理
- 1- 1-35 諸法令の遵守
- 1- 1-41 保険の付保及び事故の補償
- 1- 1-44 建設業退職金共済制度の普及について
- 1- 1-47 低入札価格調査制度について
- 1- 1-64 品質証明（社内検査）について
- 1- 1-74 地域外からの労務者確保について
- 1- 1-76 共通仮設費率分の適切な設計変更について
- 1- 1-77 1日未満で完了する作業の積算について

### ・第3章 無筋・鉄筋コンクリート

- 第6節 運搬・打設
- 3-6-5 締固め

### ・第4章 材料

- 第9節 瀝青材料
- 4-9-3 再生用添加剤

### ・第5章 土木工事共通

- 第1節 総則
  - 5-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書
  - 5-1-4 監督職員による確認及び立会等
- 第3節 適用すべき諸基準
- 第5節 基礎工
  - 5-5-9 鋼管矢板基礎工
- 第7節 一般舗装工
  - 5-7-6 橋面防水工

## 第11節 仮設工

5-11-16 トンネル仮設備工

5-19-2 防食対策工

## ・第8章 管水路

### 第1節 管水路

8-1-3 一般事項

8-1-6 管体工

## 2. 土木工事施工管理基準及び規格値

### ○土木工事施工管理基準

[準拠する基準の改定に伴う改定]

- ・ 7. その他 (2) 情報化施工

### ○出来形管理基準及び規格値

[準拠する要領の改訂等に伴う修正]

- ・ 1. 基礎工関係 1-1 基礎工 (栗石・クラッシュラン・均しコンクリート)
- ・ 3. 舗装工関係 3-1 下層路盤工  
3-3 加熱アスファルト安定処理路盤工  
3-4 基層工  
3-5 表層工
- ・ 6. 土工関係 6-1 掘削工  
6-2 盛土工 (路体・路床)
- ・ 22. 管水路関係 22-1 管体基礎工、管体
- ・ 28. ほ場整備 28-1 基盤造成、表土整地、畦畔復旧、道路工 (砂利道)

### ○写真管理基準、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準 (案)」

[準拠する基準の改定に伴う改定]

- ・ 2. 撮影 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

### ○撮影課所一覧表 (出来形管理)

[準拠する基準の改定に伴う改定]

- ・ 舗装工関係、土工関係、農用地造成関係 (ほ場整備)

## 3. 付 表

本年度の改定はなし

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改 定 理 由
<h3 style="text-align: center;">第1章 総 則</h3> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>1-1-1 適 用</b></p> <p>1. 適用工事</p> <p>農業土木工事仕様書（以下「工事仕様書」という。）は、北海道開発局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事・道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事・河川工事、管水路工事、<u>管更生工事</u>、畑かん施設工事、その他土木工事、コンクリートダム工事、フィルダム工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p><b>1-1-19 建設副産物</b></p> <p>7. 建設副産物情報交換システム</p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥<u>または</u>建設混合廃棄物、<u>建設発生土</u>を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-1-24 施工管理</b></p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、<u>受注者名及び工事内容等</u>を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p><u>10. 工事情報共有化</u></p> <p><u>受注者は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。</u></p> <p><u>なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</u></p> <p><b>11. 不具合等発生時の措置</b></p> <p><u>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</u></p>	<h3 style="text-align: center;">第1章 総 則</h3> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>1-1-1 適 用</b></p> <p>1. 適用工事</p> <p>農業土木工事仕様書（以下「工事仕様書」という。）は、北海道開発局が発注するほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事・道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事・河川工事、管水路工事、畑かん施設工事、その他土木工事、コンクリートダム工事、フィルダム工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p><b>1-1-19 建設副産物</b></p> <p>7. 建設副産物情報交換システム</p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥<u>又は</u>建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-1-24 施工管理</b></p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名 <u>及び</u>受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p style="text-align: right;"><a href="#">〔追加〕</a></p> <p style="text-align: right;"><a href="#">〔追加〕</a></p>	<p><b>積算基準の改正に伴う工事工種の追加</b></p> <p><b>誤植修正</b></p> <p><b>誤植修正</b></p> <p><b>条文追加</b></p> <p><b>条文追加</b></p>

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改 定 理 由
<p><b>1-1-35 諸法令の遵守</b></p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和3年6月改正 法律第58号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)</p> <p>(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第49号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)</p> <p>(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(25) 下水道法 (令和3年5月改正 法律第31号)</p> <p>(26) 航空法 (令和3年6月改正 法律第65号)</p> <p>(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)</p> <p>(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(43) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号)</p> <p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)</p> <p>(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)</p> <p>(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)</p> <p>(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)</p> <p>(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)</p> <p>(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(68) 所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)</p> <p>(71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)</p> <p>(72) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p>	<p><b>1-1-35 諸法令の遵守</b></p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(2) 建設業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和2年6月改正 法律第54号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第63号)</p> <p>(14) 道路法 (令和2年6月改正 法律第49号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和2年3月改正 法律第5号)</p> <p>(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(23) 港則法 (平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(26) 航空法 (令和2年6月改正 法律第61号)</p> <p>(30) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)</p> <p>(38) 文化財保護法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(41) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(43) 建築基準法 (令和2年6月改正 法律第43号)</p> <p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(48) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)</p> <p>(51) 船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(53) 船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(55) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(60) 漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)</p> <p>(63) 厚生年金保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(64) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(68) 所得税 (令和2年3月改正 法律第8号)</p> <p>(70) 船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)</p> <p>(71) 著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)</p> <p>(72) 電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)</p>	<p>関係法令の改正に伴う改定</p>

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改 定 理 由
<p><b>1-1-41 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p><u>4. 法定外の労災保険の付保</u> 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p><u>5. 補償</u></p> <p><u>6. 建設業退職金共済制度の履行</u> 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。</p> <p><b>1-1-44 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自</b></p> <p>1. 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る<u>退職金ポイントまたは退職金共済証紙を購入するとともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を電子申請専用サイトを通じて機構に適正に報告し、または当該対象労働者の退職金共済手帳に証紙を貼付しなければならない。</u></p> <p>2. 受注者が下請契約を締結する際は、下請負者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請負者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る<u>退職金ポイントまたは退職金共済証紙</u>をあわせて購入すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負者の建退共制度への加入<u>及び掛金納付</u>を促進しなければならない。</p> <p>3. <u>受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書を、電子申請方式の場合は工事契約締結後 40 日以内、退職金共済証紙貼付方式の場合は工事契約締結後 1 か月以内に発注者に提出しなければならない。ただし、退職金ポイント購入が口座振替による場合であつて、機構の電子申請専用サイトで発行される掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出することとする。</u> <u>なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び退職金ポイントまたは退職金共済証紙の購入予定時期を書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）により申し出なければならない。</u></p> <p>4. 受注者は、<u>上記3.</u>の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があつた場合等において、<u>退職金ポイントまたは証紙</u>を追加購入したときは、当該<u>購入</u>に係る収納書を工事完成時まで提出しなければならない。 なお、<u>上記3.</u>の申し出を行った場合<u>または</u>請負代金額の増額変更があつた場合において、<u>退職金ポイントまたは証紙</u>を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出<u>ることとする。</u></p>	<p><b>1-1-41 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p style="text-align: center;"><u>〔追加〕</u></p> <p><u>4. 補償</u></p> <p><u>5. 掛金収納書の提出</u> 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-44 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自</b></p> <p>1. 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に<u>共済証紙</u>を貼付しなければならない。</p> <p>2. 受注者が下請契約を締結する際は、下請負者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請負者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙にあわせて購入して<u>現物により交付</u>すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負者の建退共制度への加入<u>並びに共済証紙の購入及び貼付</u>を促進しなければならない。</p> <p>3. 工事事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出なければならない。</p> <p>4. 受注者は、<u>前項3.</u>の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があつた場合等において、<u>共済証紙</u>を追加購入したときは、当該<u>共済証紙</u>に係る収納書を工事完成時まで提出しなければならない。 なお、<u>前項3.</u>の申し出を行った場合<u>又は</u>請負代金額の増額変更があつた場合において、<u>共済証紙</u>を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出<u>なければならない。</u></p>	<p>特記仕様書より移行</p> <p>実態を踏まえた規定の変更に伴う改定</p> <p>道路・河川工事仕様書の改定に伴う改定</p>

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改 定 理 由																																																																																					
<p>5. <u>退職金ポイントまたは退職金</u> 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、<u>退職金</u> 共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。</p> <p>6. 下請負者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負者（受注者）に建退共制度への加入手続き及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請<u>受注者</u>においてできる限り下請負者の事務の受託に努めなければならない。</p> <p><b>1-1-47 低入札価格調査制度について 開発局独自</b></p> <p>1. 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング</p> <p>(1) 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は、担当課所長等の求めに応じて、建設業法第24条の8に規定する施工体制台帳を担当課所長等に提出するものとする。</p> <p><b>1-1-64 品質証明（社内検査）について 開発局独自</b></p> <p>2. 品質証明は、品質証明員が工事施工中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に行うものとし、受注者は検査時にその結果を品質証明書（別記様式-1）として監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">別記様式-1</p> <p style="text-align: center;">品 質 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">工事名： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">社 内 検 査 記 事</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">品 質 証 明 項 目</th> <th style="width: 10%;">実 施 日</th> <th style="width: 10%;">箇 所</th> <th style="width: 20%;">品質証明員 氏名 印</th> <th style="width: 45%;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p style="text-align: right;">令和    年    月    日 請負者 住 所 氏 名</p> </div>	社 内 検 査 記 事					品 質 証 明 項 目	実 施 日	箇 所	品質証明員 氏名 印	記 事																															<p>5. 共済証紙の購入状況を把握するため必要であると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。</p> <p>6. 下請負者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負者（受注者）に建退共制度への加入手続き、<u>共済証紙の共済手帳への貼付等の事務</u>の処理を委託する方法もあるので、元請<u>負者</u>においてできる限り下請負者の事務の受託に努めなければならない。</p> <p><b>1-1-47 低入札価格調査制度について 開発局独自</b></p> <p>1. 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング</p> <p>(1) 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は、担当課所長等の求めに応じて、建設業法第24条の11に規定する施工体制台帳を担当課所長等に提出するものとする。</p> <p><b>1-1-64 品質証明（社内検査）について 開発局独自</b></p> <p>2. 品質証明は、品質証明員が工事施工中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に行うものとし、受注者は検査時にその結果を品質証明書（別記様式-1）として監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">別記様式-1</p> <p style="text-align: center;">品 質 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">工事名： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">社 内 検 査 記 事</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">品 質 証 明 項 目</th> <th style="width: 10%;">実 施 日</th> <th style="width: 10%;">箇 所</th> <th style="width: 20%;">品質証明員 氏名 印</th> <th style="width: 45%;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p style="text-align: right;">令和    年    月    日 請負者 住 所 氏 名 <span style="color: blue;">印</span></p> </div>	社 内 検 査 記 事					品 質 証 明 項 目	実 施 日	箇 所	品質証明員 氏名 印	記 事																																				<p>誤植修正</p> <p>押印の廃止に伴う改定</p>
社 内 検 査 記 事																																																																																							
品 質 証 明 項 目	実 施 日	箇 所	品質証明員 氏名 印	記 事																																																																																			
社 内 検 査 記 事																																																																																							
品 質 証 明 項 目	実 施 日	箇 所	品質証明員 氏名 印	記 事																																																																																			

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改 定 理 由
<p>1-1-74 地域外からの労務者確保について</p> <p>1. 「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって<u>積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる</u>。契約締結後、<u>受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準</u>の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、<u>実績変更対象経費</u>の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することがあるので、監督職員と協議すること。</p> <p>営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費            労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2. 協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。</p> <p>1) <u>発注者は、契約締結後</u>、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する<u>実績変更対象経費</u>の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>2) 受注者は、<u>1) により発注者から</u>示された割合を参考にして、<u>発注者は別に示す実績変更対象経費</u>に係る費用の内訳を記載した<u>実績変更対象経費に関する</u>実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) <u>受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する</u>変更実施計画書（様式2）<u>を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して</u>監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と<u>認められるもの</u>については、設計変更の対象としない。</p> <p>5) <u>発注者は、実績変更対象経費</u>の支出実績を踏まえて設計変更する場合、<u>「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「3)の証明書類において妥当性が確認できた費用」</u>を加算して算出した金額を設計変更の<u>対象</u>とする。</p> <p>6) <u>発注者は、</u>受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、<u>指名停止</u>等の措置を行う場合がある。</p> <p>7) 疑義が生じた場合は、<u>受発注者間で</u>協議するものとする。</p>	<p>1-1-74 地域外からの労務者確保について</p> <p>1. <u>本工事は</u>、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって<u>不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから</u>、契約締結後、<u>労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）</u>の金額相当では、適正な工事の実施が困難になった場合は、<u>実績変更対象費</u>の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することがあるので、監督職員と協議すること。</p> <p>営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費（<u>宿泊費、借上費については労務者確保に係るものに限る。</u>）            労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2. 協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。</p> <p>1) 受注者から請負代金内訳書の提出があった<u>後、発注者は</u>共通仮設費及び現場管理費に対する<u>実績変更対象費</u>の割合を提示するものとする。</p> <p>2) 受注者は、<u>当初契約締結後、前条で</u>示された割合を参考にして<u>実績変更対象費</u>に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 最終精算変更時点において、<u>実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は</u>、変更実施計画書（様式2）<u>及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明できる金額計算書など。）</u>を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4) <u>受注者の責めによる工事工程の遅れ等</u>、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5) <u>実績変更対象費</u>の支出実績を踏まえて設計変更する場合、<u>共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用</u>を加算して算出する。また、現場管理費は、<u>積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うもの</u>とする。</p> <p>6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合<u>については</u>、法的措置<u>及び指名通知</u>等の措置を行う場合がある。</p> <p>7) 疑義が生じた場合は、<u>監督職員と</u>協議するものとする。</p>	<p>関係基準（通知）の改定に伴う改定</p>

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)					現 行 (令和3年度)					改 定 理 由			
実績変更対象経費に関する実施計画書					実績変更対象費に関する実施計画書					特記仕様書より移行			
様式1					様式1								
費 目	費 用	内 容		計上額	費 目	費 用	内 容		計上額				
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用				
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用					宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用				
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)					労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)				
小 計					小 計								
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の単身赴任、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当				
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給					賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給				
		小 計						小 計					
合 計					合 計								
実績変更対象経費に関する変更実施計画書					実績変更対象費に関する変更実施計画書								
様式2					様式2								
費 目	費 用	内 容		計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額	費 目	費 用	内 容		計上額		
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用				共通仮設費	営繕費	借上費		現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用		
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用						宿泊費		労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用		
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)						労働者送迎費		労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)		
小 計							小 計						
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当				現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用		労働者の単身赴任、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給						賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給		
		小 計										小 計	
合 計							合 計						
<p><b>1-1-76 共通仮設費率分の適切な設計変更について</b></p> <p>1. 「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、  <u>工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">運搬費：建設機械の運搬費          準備費：伐開・除根・除草費</p>													
〔追加〕													

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改 定 理 由															
<p>2. 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3. 受注者は、2. により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4. 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が様式1に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5. 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6. 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4. の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7. 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8. 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p style="text-align: right;">様式1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <caption>実績変更対象経費に関する内訳書</caption> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">費目</th> <th style="width: 15%;">費用</th> <th style="width: 45%;">内容</th> <th style="width: 30%;">計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通仮設費</td> <td>運搬費</td> <td>建設機械の運搬費</td> <td>建設機械の運搬等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>準備費</td> <td>伐開・除根・除草費</td> <td>準備作業に伴う伐開・除根・除草作業に要する費用</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>1-1-77 1日未満で完了する作業の積算について</b></p> <p>1. 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3. 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4. 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5. 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>6. 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事の場合は、特記仕様書に示す箇所とする。</p>	費目	費用	内容	計上額	共通仮設費	運搬費	建設機械の運搬費	建設機械の運搬等に要する費用	準備費	伐開・除根・除草費	準備作業に伴う伐開・除根・除草作業に要する費用	合計				<p style="color: blue; text-decoration: underline;">[追加]</p>	<p>特記仕様書より移行</p>
費目	費用	内容	計上額														
共通仮設費	運搬費	建設機械の運搬費	建設機械の運搬等に要する費用														
	準備費	伐開・除根・除草費	準備作業に伴う伐開・除根・除草作業に要する費用														
合計																	

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改 定 理 由																																				
<p style="text-align: center;"><b>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</b></p> <p><b>第6節 運搬・打設</b> 3-6-5 締 固 め</p> <p style="color: red;">4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め</p> <p style="color: red;">狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 土木工事共通</b></p> <p><b>第1節 総 則</b> 5-1-4 監督職員による確認及び立会等</p> <p style="text-align: center;">表 5-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種 別</th> <th style="width: 33%;">細 別</th> <th style="width: 34%;">確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">地覆工 橋梁用高欄工</td> <td></td> <td style="color: red;">鉄筋組立て完了時</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (令和3年3月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)</p> <p>5-5-9 鋼管矢板基礎工</p> <p style="text-align: center;">表 5-12 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容量</th> <th style="width: 65%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700 mm未満</td> <td>2 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を <math>2\text{ mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700 mm以上 1016 mm 以下</td> <td>3 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を <math>3\text{ mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016 mmを超え 2000 mm以下</td> <td>4 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を <math>4\text{ mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	外 径	許容量	摘 要	700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	700 mm以上 1016 mm 以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	1016 mmを超え 2000 mm以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	<p style="text-align: center;"><b>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</b></p> <p><b>第6節 運搬・打設</b> 3-6-5 締 固 め</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 土木工事共通</b></p> <p><b>第1節 総 則</b> 5-1-4 監督職員による確認及び立会等</p> <p style="text-align: center;">表 5-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種 別</th> <th style="width: 33%;">細 別</th> <th style="width: 34%;">確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔追加〕</td> <td></td> <td style="text-align: center;">〔追加〕</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年9月)</p> <p>5-5-9 鋼管矢板基礎工</p> <p style="text-align: center;">表 5-12 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">外 径</th> <th style="width: 15%;">許容量</th> <th style="width: 65%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700 mm未満</td> <td>2 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を <math>2\text{ mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700 mm以上 1016 mm 以下</td> <td>3 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を <math>3\text{ mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016 mmを超え 1524 mm以下</td> <td>4 mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を <math>4\text{ mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	〔追加〕		〔追加〕	外 径	許容量	摘 要	700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	700 mm以上 1016 mm 以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	1016 mmを超え 1524 mm以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>道路・河川工事仕様書の改定に伴う改定</p> <p>道路・河川工事仕様書の改定に伴う改定</p> <p>関係法令の改正に伴う改定</p> <p>誤植修正</p>
種 別	細 別	確 認 時 期																																				
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時																																				
外 径	許容量	摘 要																																				
700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																				
700 mm以上 1016 mm 以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																				
1016 mmを超え 2000 mm以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																				
種 別	細 別	確 認 時 期																																				
〔追加〕		〔追加〕																																				
外 径	許容量	摘 要																																				
700 mm未満	2 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																				
700 mm以上 1016 mm 以下	3 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																				
1016 mmを超え 1524 mm以下	4 mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{ mm} \times \pi$ 以下とする。																																				

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改 定 理 由
<p><b>5-7-6 橋面防水工</b></p> <p>4. 橋面防水工の施工</p> <p>受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧第6章の材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第5章 5-7-7 アスファルト舗装工の規定による <b>こととする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。</b>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>5-11-16 トンネル仮設備工</b></p> <p>9. 集じん装置の設置</p> <p>受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、<b>レスピラブル（吸入性）</b>粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p> <p>10. 換気等の効果確認</p> <p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは <b>2</b>mg/m<sup>3</sup>以下とし、掘削断面が小さいため、<b>2</b>mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、<b>2</b>mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p><b>5-19-2 防食対策工 開発局独自</b></p> <p>1. コンクリート中の鉄筋と金属管（ダクタイル鋳鉄管及びバルブ類）とは接触させてはならない。また管体支持金具及び管体固定アンカー等は金属管との絶縁処置がされている場合を除き鉄筋と接触させてはならない。</p> <p>なお、鉄筋に絶縁測定用のターミナルを設置し、コンクリート打設前及び打設後にテスターにより金属管等との絶縁状態を確認するものとする。<b>ただし、プラスチック被覆鋼管は除くものとする。</b></p> <p>2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、<b>長寿命形水道用</b>ジョイントコート（WSP 012）又は、水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）によるものとする。</p>	<p><b>5-7-6 橋面防水工</b></p> <p>4. 橋面防水工の施工</p> <p>受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧第6章の材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第5章 5-7-7 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>5-11-16 トンネル仮設備工</b></p> <p>9. 集じん装置の設置</p> <p>受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p> <p>10. 換気等の効果確認</p> <p>受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは <b>3</b>mg/m<sup>3</sup>以下とし、掘削断面積が小さいため、<b>3</b>mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、<b>3</b>mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p> <p><b>5-19-2 防食対策工 開発局独自</b></p> <p>1. コンクリート中の鉄筋と金属管（ダクタイル鋳鉄管及びバルブ類）とは接触させてはならない。また管体支持金具及び管体固定アンカー等は金属管との絶縁処置がされている場合を除き鉄筋と接触させてはならない。</p> <p>なお、鉄筋に絶縁測定用のターミナルを設置し、コンクリート打設前及び打設後にテスターにより金属管等との絶縁状態を確認するものとする。</p> <p>2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、<b>水道用塗覆装鋼管</b>ジョイントコート（WSP 012）又は、水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）によるものとする。</p>	<p><b>道路・河川工事仕様書の改定に伴う改定</b></p> <p><b>道路・河川工事仕様書の改定に伴う改定</b></p> <p><b>農水省土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</b></p>

## 農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改 定 理 由
<p><b>第8章 管水路</b></p> <p><b>第1節 管水路</b></p> <p>8-1-3 一般事項</p> <p>2. 布設接合</p> <p>(9)受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。</p> <p>(10)受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、<b>基床部</b>内に捨梁を存置してはならない。</p> <p><b>3. 構造物工</b></p> <p><b>8-1-6 管体工</b></p> <p>4. 鋼管布設工</p> <p>(2)据付</p> <p>③塗覆装</p> <p>1)継手溶接部の内外面塗覆装は、本項（1）工場製作③塗覆装の規定による。</p> <p>なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わない<b>ことを原則</b>とする。<b>ただし、内面塗装の施工管理、品質管理、安全管理が確実に行われる場合はこの限りではない。</b></p>	<p><b>第8章 管水路</b></p> <p><b>第1節 管水路</b></p> <p>8-1-3 一般事項</p> <p>2. 布設接合</p> <p>(9)受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。</p> <p><u>なお、管長が5m以上で呼び径700mm以上を布設する場合、管搬入口を30mに一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途設計図書によるものとする。</u></p> <p>(10)受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、<u>砂基礎</u>内に捨梁を存置してはならない。</p> <p><u>3. 枕木及び梯子胴木基礎工</u></p> <p><u>4. 構造物工</u></p> <p><b>8-1-6 管体工</b></p> <p>4. 鋼管布設工</p> <p>(2)据付</p> <p>③塗覆装</p> <p>1)継手溶接部の内外面塗覆装は、本項（1）工場製作③塗覆装の規定による。</p> <p>なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わない<b>もの</b>とする。</p>	<p>農水省土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>農水省土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p>

## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

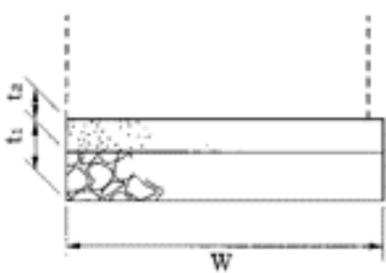
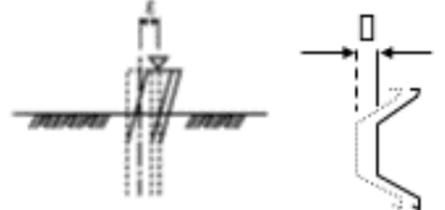
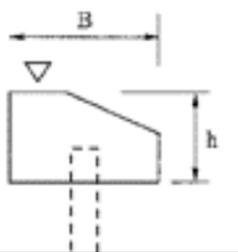
改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改定理由
<p style="text-align: center;"><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書第1章1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p><b>1. 目 的</b></p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p><b>7. そ の 他</b></p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>1,000m<sup>3</sup> 土工を扱う工事、1件工事における施工面積が1.0ha以上のほ場整備工事、<b>1件の工事における施工面積が3,000m<sup>2</sup>以上の舗装工事</b>において、情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。</p> <p>(<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html</a>)</p>	<p style="text-align: center;"><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書第1章1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p><b>1. 目 的</b></p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p><b>7. そ の 他</b></p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>1,000m<sup>3</sup> 以上の土工を扱う工事、1件工事における施工面積が1.0ha以上のほ場整備工事において、情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和3年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。</p> <p>(<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html</a>)</p>	<p>関係基準の改定に伴う改定</p>

## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容

改定理由

**出来形管理基準及び規格値** (単位mm)

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 基礎工関係	1-1 基礎工 (栗石・クラッシュラン) 均しコンクリート	幅W	設計値以上	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、 <b>情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和 4 年 3 月)」</b> によること。		
		厚さ $t_1, t_2$	-30			
		延長 L	各構造物の規格値による。			
	1-2 矢板工 [指定仮設・任意仮設は除く] (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート鋼矢板) (広幅型鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、変位は、施工延長 25m につき 1 箇所、延長 25m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
		根入長	設計値以上			
		変位 $f$	100			
	1-3 笠コンクリート工 基礎工(護岸)	基準高▽	±30	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。プレキャスト製品使用の場合は製品寸法を規格証明書で確認するものとし「基準高」と「延長」を測定する。		
		幅B	-30			
高さh		-30				

関係基準の改定に伴う改定

### 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容										改定理由		
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
			個々の測定値(×)		10個の測定値の平均(×10)							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3 舗装工関係	3-1 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-	-	<p>基準高、幅は、延長50m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線100m毎に1箇所を掘起こして測定する。</p> <p><u>ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること。</u></p>	<p>○工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>				
		厚さ	-45	-45	-15	-15						
		幅	-50	-50	-	-						
	3-2 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10				<p>幅は、延長100m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線100m毎に1箇所を掘起こして測定する。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>w</p>	
		幅	-50	-50	-	-						

関係基準の改定に伴う改定

## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

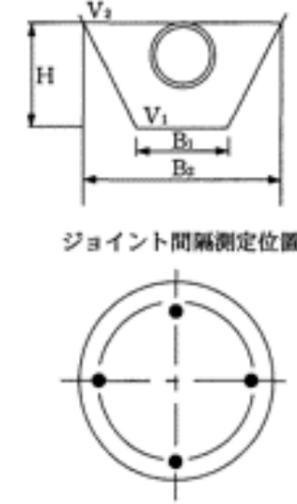
改 定 内 容								改定理由	
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			個々の測定値(×)		10 個の測定値の平均(×10)				
			中規模 以 上	小規模 以 下	中規模 以 上	小規模 以 下			
3 舗装工関係 アスファルト舗装工・コンクリート舗装工・半たわみ性舗装工・排水性舗装工・グーラスアスファルト	3-3	加熱アスファルト 安定処理路盤工	厚さ	-15	-20	-5	-7	<p>幅は、延長 100m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m<sup>2</sup>に 1 個の割でコアーを採取して測定する。</p> <p><u>ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること。</u></p>	<p>○工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は、測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
			幅	-50	-50	-	-		
	3-4	基層工	厚さ	-9	-12	-3	-4		
			幅	-25	-25	-	-		
	3-5	表層工	厚さ	-7	-9	-2	-3		
			幅	-25	-25	-	-		
			平坦性	-	3m プロフィルメーター(σ) 2.4 mm 以下直続式(足付き) (σ)1.75 mm 以下				

関係基準の改定に伴う改定

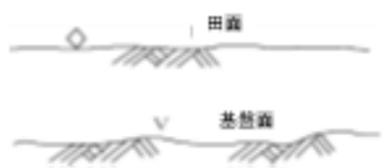
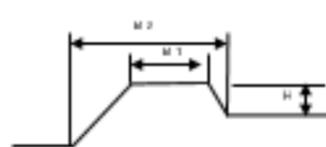
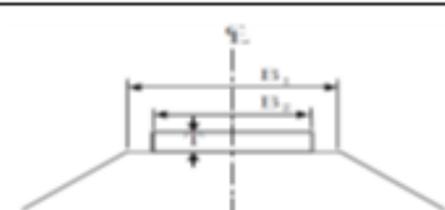
## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容								改定理由
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	関係基準の改定に伴う改定	
6 土工関係	6-1 掘削工	基準高▽	± 50	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。 ただし、 <b>情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和 4 年 3 月)」</b> によること。				
		幅W	- 100					
		法長 $l < 5m$	- 200					
		法長 $l \geq 5m$	法長 - 4%					
6-2	盛土工 (路体・路床)	基準高▽	± 50	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。 ただし、 <b>情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和 4 年 3 月)」</b> によること。				
		幅 $W_1, W_2$	- 100					
		法長 $l < 5m$	- 100					
		法長 $l \geq 5m$	法長 - 2%					
6-3	法面整形工	厚さ t	※ - 30	施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。法の中央で測定する。 ※土羽打ちのある場合に適用。				

## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改定内容							改定理由		
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	関係基準の改定に伴う改定		
22 管水路関係	22-1 管体基礎工	基準高▽	± 30	基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長 50mにつき1箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長 10mにつき1箇所測定 上記未满是2箇所測定 ただし、 <b>情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」</b> によること。	 ジョイント間隔測定位置	延長は管種、管径別に測定			
		幅	- 100						
		厚さ	- 10%以内						
	管体 (強化プラスチック複合管、 ダクタイル鋳鉄管、PC管、 RC管)	中心線のずれ	直線部・曲線部 100						
		基準高▽	± 30						
		弁類等位置	直線部・曲線部 100						
		接合間隔	別表-A~ウによる					ジョイント間隔については1本毎に測定	
		延長	- 0.1%ただし延長 200m未満 - 200						
	管体 (鋼管)	中心線のずれ	± 45					基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長 50mにつき1箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長 10mにつき1箇所測定 上記未满是2箇所測定	
		基準高▽	± 30						
延長		- 0.1%ただし延長 200m未満 - 200							
管体 (硬質塩化ビニール管)	中心線のずれ	± 120	基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長 50mにつき1箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長 10mにつき1箇所測定 上記未满是2箇所測定						
	基準高▽	± 50							
	延長	- 0.1%ただし延長 200m未満 - 200							

### 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容								改定理由
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	関係基準の改定に伴う改定	
28 ほ ね 備	28-1	基盤造成	基準高 V	± 150 mm	10a 当たり 3 点以上。 (標高測定) <u>ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること。</u>			
		表土整地	均平度 ◇	± 50 mm				
	畦畔復旧	幅 B	- 50 mm	延長 200m 毎に 1 箇所。 上記未满是、1 箇所。 <u>ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること。</u>				
		高さ H	- 50 mm					
	道路工(砂利道)	幅 B	- 150 mm	延長 200m 毎に 1 箇所。 上記未满是、1 箇所。 <u>ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること。</u>				
		厚さ T	- 45 mm					
		施工延長	- 0.2% 200m 未满是、 - 400 mm					
	施工面積	施工面積	全体 +0.45% -0.35%					

## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改定理由
<p><b>写真管理基準 (案)</b></p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 着事前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>├── 施工状況写真</li> <li>├── 安全管理写真</li> <li>├── 使用材料写真</li> <li>├── 品質管理写真</li> <li>├── 出来形管理写真</li> <li>├── 災害写真</li> <li>├── 事故写真</li> <li>└── その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事名</li> <li>② 工種等</li> <li>③ 測点（位置）</li> <li>④ 設計寸法</li> <li>⑤ 実測寸法</li> <li>⑥ 略図</li> </ol> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による、出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p><b>写真管理基準 (案)</b></p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 着事前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>├── 施工状況写真</li> <li>├── 安全管理写真</li> <li>├── 使用材料写真</li> <li>├── 品質管理写真</li> <li>├── 出来形管理写真</li> <li>├── 災害写真</li> <li>├── 事故写真</li> <li>└── その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事名</li> <li>② 工種等</li> <li>③ 測点（位置）</li> <li>④ 設計寸法</li> <li>⑤ 実測寸法</li> <li>⑥ 略図</li> </ol> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和3年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による、出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>関係基準の改定に伴う改定</p>

## 木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 (令和4年度)	現 行 (令和3年度)	改定理由
<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>├── 施工状況写真</li> <li>├── 安全管理写真</li> <li>├── 使用材料写真</li> <li>├── 品質管理写真</li> <li>├── 出来形管理写真</li> <li>├── 災害写真</li> <li>├── 事故写真</li> <li>└── その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事名</li> <li>② 工種等</li> <li>③ 測点（位置）</li> <li>④ 設計寸法</li> <li>⑤ 実測寸法</li> <li>⑥ 略図</li> </ol> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>├── 施工状況写真</li> <li>├── 安全管理写真</li> <li>├── 使用材料写真</li> <li>├── 品質管理写真</li> <li>├── 出来形管理写真</li> <li>├── 災害写真</li> <li>├── 事故写真</li> <li>└── その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事名</li> <li>② 工種等</li> <li>③ 測点（位置）</li> <li>④ 設計寸法</li> <li>⑤ 実測寸法</li> <li>⑥ 略図</li> </ol> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和3年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p>	<p>関係基準の改定に伴う改定</p>

## 写真管理基準撮影箇所一覧新旧対比表

改 定 (令和4年度)				現 行 (令和3年度)				改 定 理 由	
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>				<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>				関係基準の改定に伴う改定	
区分	番 号	工 種	写真管理項目	撮影項目	撮影頻度(枚数)	登録条件	備 考		
出来形管理写真	石・ブロック工(造作)	2-1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	100m又は1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)		
				厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所につき1回			(施工後)	
		2-2	コンクリートブロック工 (連築ブロック張り)	厚さ	200m又は1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工後)		
		2-3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工後)		
		2-4	砕花ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)		
	舗装工(画像)	3-0	橋脚防水工	要所又は設置状況	1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)		
				3-1	アスファルト舗装工(下層筋造工)	敷出し厚さ	各層毎400mにつき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)
				アスファルト舗装工(上層筋造工)	転圧状況	各層毎400mにつき1回	(施工後)		
				粒度調整路盤工	厚さ	各層毎200mにつき1回	(修正後)		
				幅	各層毎100mにつき1回	(修正後)			
ただし、特殊化施工箇所における出来形管理を行う場合は「特殊化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること	(修正後)								
3-2	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷出し厚さ	各層毎400mにつき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)				
セメント(石灰)安定処理工	転圧状況	各層毎400mにつき1回	(修正後)						
厚さ	1,000mにつき1回	(修正後)							
幅	各層毎100mにつき1回	(修正後)							
※コブを採取した場合は写真不要 ただし、特殊化施工箇所における出来形管理を行う場合は「特殊化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること	(修正後)								
3-3	アスファルト舗装工(基礎工)	厚さ	400mにつき1回	代表箇所 各1枚	(修正後)				
タックコート、 プライムコート	各層毎につき1回	(敷布時)							
幅	各層毎100mにつき1回	(修正後)							
ただし、特殊化施工箇所における出来形管理を行う場合は「特殊化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること	(修正後)								
(修正後)									
出来形管理写真	石・ブロック工(造作)	2-1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	100m又は1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)		
				厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所につき1回			(施工後)	
		2-2	コンクリートブロック工 (連築ブロック張り)	厚さ	200m又は1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工後)		
		2-3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工後)		
		2-4	砕花ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)		
	舗装工(画像)	3-0	橋脚防水工	要所又は設置状況	1施工箇所につき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)		
				3-1	アスファルト舗装工(下層筋造工)	敷出し厚さ	各層毎400mにつき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)
				アスファルト舗装工(上層筋造工)	転圧状況	各層毎400mにつき1回	(修正後)		
				粒度調整路盤工	厚さ	各層毎200mにつき1回	(修正後)		
				幅	各層毎100mにつき1回	(修正後)			
ただし、特殊化施工箇所における出来形管理を行う場合は「特殊化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること	(修正後)								
3-2	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷出し厚さ	各層毎400mにつき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)				
セメント(石灰)安定処理工	転圧状況	各層毎400mにつき1回	(修正後)						
厚さ	1,000mにつき1回	(修正後)							
幅	各層毎100mにつき1回	(修正後)							
※コブを採取した場合は写真不要 ただし、特殊化施工箇所における出来形管理を行う場合は「特殊化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること	(修正後)								
3-3	アスファルト舗装工(基礎工)	厚さ	400mにつき1回	代表箇所 各1枚	(修正後)				
タックコート、 プライムコート	各層毎につき1回	(敷布時)							
幅	各層毎100mにつき1回	(修正後)							
ただし、特殊化施工箇所における出来形管理を行う場合は「特殊化施工技術の活用ガイドライン(令和4年3月)」によること	(修正後)								
(修正後)									
舗装工(画像)	3-4	アスファルト舗装工(表層工)	厚さ	400mにつき1回	代表箇所 各1枚	(修正後)			
			タックコート、 プライムコート	各層毎につき1回		(敷布時)			
			厚さ	1,000mにつき1回		(修正後)			
			幅	各層毎100mにつき1回		(修正後)			
			(修正後)						
舗装工(画像)	3-5	平たのみ性舗装工(下層筋造工)	敷出し厚さ	各層毎400mにつき1回	代表箇所 各1枚	(施工中)			
			転圧状況	各層毎400mにつき1回		(修正後)			
			厚さ	各層毎200mにつき1回		(修正後)			
			幅	各層毎100mにつき1回		(修正後)			
			(修正後)						

## 写真管理基準撮影箇所一覧新旧対比表

改 定 (令和4年度)				現 行 (令和3年度)				改 定 理 由
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>				<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>				関係基準の改定に伴う改定
区分	番号	工 種	写真管理項目	撮影項目	撮影頻度(種類)	整理条件	備 考	
出来形管理対象	舗装工関係	コー4 アスファルト舗装工(表層工)		整正状況	400mmに1回	(整正後)	代表箇所 各1枚	
				タックコート、 プライムコート	各層毎に1回	(敷布時)		
				平地性	1工事に1回	(実施中)		
	コー5 早たわみ修繕工(下層路盤工)	早たわみ修繕工(上層路盤工)	粒度調整路盤工	敷出し厚さ	各層毎 400mmに1回	(施工中)	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mmに1回	(整正後)		
				厚さ	各層毎 200mmに1回	(整正後)		
				幅	各層毎 100mmに1回	(整正後)		
	コー6 早たわみ修繕工(加熱アスファルト安定処理工)	セメント(石灰)安定処理工		敷出し厚さ	各層毎 400mmに1回	(施工中)	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎 400mmに1回	(整正後)		
				厚さ	各層毎 200mmに1回	(整正後)		
幅				各層毎 100mmに1回	(整正後)			
コー7 早たわみ修繕工(基層工)			整正状況	400mmに1回	(整正後)	代表箇所 各1枚		
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回	(敷布時)			
			平地性	1工事に1回	(実施中)			
コー8 早たわみ修繕工(表層工)			整正状況	400mmに1回	(整正後)	代表箇所 各1枚		
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回	(敷布時)			
			浸透性ミルク注入 状況	400mmに1回	(注入時)			
			平地性	1工事に1回	(実施中)			
コー9 コンクリート舗装工(下層路盤工)	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)		敷出し厚さ	各層毎 400mmに1回	(施工中)	代表箇所 各1枚		
			転圧状況	各層毎 400mmに1回	(整正後)			
			厚さ	各層毎 200mmに1回	(整正後)			
			幅	各層毎 100mmに1回	(整正後)			
コー10 早たわみ修繕工(基層工)			整正状況	400mmに1回	(整正後)	代表箇所 各1枚		
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回	(敷布時)			
			浸透性ミルク注入 状況	400mmに1回	(注入時)			
			平地性	1工事に1回	(実施中)			
コー11 コンクリート舗装工(下層路盤工)	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)		敷出し厚さ	各層毎 400mmに1回	(施工中)	代表箇所 各1枚		
			転圧状況	各層毎 400mmに1回	(整正後)			
			厚さ	各層毎 200mmに1回	(整正後)			
			幅	各層毎 100mmに1回	(整正後)			
コー12 コンクリート舗装工(アスファルト中間層)			整正状況	400mmに1回	(整正後)	代表箇所 各1枚		
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回	(敷布時)			
			幅	各層毎 100mmに1回	(整正後)			
			平地性	1工事に1回	(実施中)			
コー13 転圧コンクリート版工(下層路盤工)	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		石粉、 プライムコート	各層毎に1回	(敷布時)	代表箇所 各1枚		
			スリッパバー、 タイバー寸法、 位置	100mmに1回	(敷付後)			
			敷付方法 位置	100mmに1回	(敷付後)			
			平地性	1工事に1回	(実施中)			
			厚さ	各層毎 200mmに1回	(整正後)			
			目地処理	1工事に1回	(整正後)			
コー14 転圧コンクリート版工(下層路盤工)	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		敷出し厚さ	各層毎 400mmに1回	(施工中)	代表箇所 各1枚		
			転圧状況	各層毎 400mmに1回	(整正後)			
			厚さ	各層毎 200mmに1回	(整正後)			
			幅	各層毎 100mmに1回	(整正後)			

## 写真管理基準撮影箇所一覧新旧対比表

改 定 (令和4年度)		現 行 (令和3年度)		改 定 理 由				
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>								
出来形管理写真	舗装工関係	3-1-0	コンクリート舗装工 (セメント・石灰・石膏)安定処理工)	撮影項目	撮影頻度(枚数)	代表箇所 各1枚		
				敷出し厚さ	各層毎 400mmに1回			
				転圧状況	各層毎 400mmに1回			
				厚さ	1,000mmに1回			
		幅	各層毎 100mmに1回	(整正後) ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、特種化驗工技術における出来形管理 を行う場合は「特種化驗工技術の活用ガイド ライン(令和4年3月)」によること				
		3-1-1	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	300mmに1回	(整正後)		代表箇所 各1枚
				タックコート、 プライムコート	各層毎1-1回	(敷布時)		
				幅	各層毎 100mmに1回	(整正後) ただし、特種化驗工技術における出来形管理 を行う場合は「特種化驗工技術の活用ガイド ライン(令和4年3月)」によること		
		3-1-2	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工)	名称、 プライムコート	各層毎1-1回	(敷布時)		代表箇所 各1枚
				スリッパカバー、 タイバースタ、 位置	100mmに1回	(据付後)		
				設置方法、 位置	100mmに1回	(据付後)		
				平坦性	1工事に1回	(実施中)		
				厚さ	各層毎 200mmに1回	(型枠据付後) ただし、特種化驗工技術における出来形管理 を行う場合は「特種化驗工技術の活用ガイド ライン(令和4年3月)」によること		
				目視取査	1工事に1回			
				3-1-3	転圧コンクリート敷工 (下層敷設工)  転圧コンクリート敷工 (粗度調整敷設工)	敷出し厚さ		
		転圧状況	各層毎 400mmに1回			(整正後)		
		厚さ	各層毎 200mmに1回			(整正後) ただし、特種化驗工技術における出来形管理 を行う場合は「特種化驗工技術の活用ガイド ライン(令和4年3月)」によること		
		幅	各層毎 100mmに1回			(整正後) ただし、特種化驗工技術における出来形管理 を行う場合は「特種化驗工技術の活用ガイド ライン(令和4年3月)」によること		

## 写真管理基準撮影箇所一覧新旧対比表

改 定 (令和4年度)							現 行 (令和3年度)							改 定 理 由
<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>							<b>撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>							関係基準の改定に伴う改定
区分	番号	工 種	写真管理項目			備 考	区分	番号	工 種	写真管理項目			備 考	
			撮影項目	撮影頻度(種類)	撮影条件					撮影項目	撮影頻度(種類)	撮影条件		
土木 写真 管理 写真	舗装 工 関係	3-1-4	舗装コンクリート版工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工)	版厚	各層毎 400㎡に1回 (施工中)	代表箇所 各1枚	土木 写真 管理 写真	舗装 工 関係	3-1-4	舗装コンクリート版工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工)	版厚	各層毎 400㎡に1回 (施工中)	代表箇所 各1枚	
				版厚状況	各層毎 400㎡に1回 (竣工後)						版厚	各層毎 400㎡に1回 (竣工後)		
				版厚	1,000㎡に1回 (竣工後)						版厚	1,000㎡に1回 (竣工後)		
				版厚	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、 <a href="#">情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン(令和4年3月)」によること</a>						版厚	※コアを採取した場合は写真不要 ただし、 <a href="#">情報化施工技術における出来形管理 を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイド ライン(令和4年3月)」によること</a>		
				版厚	各層毎 100㎡に1回 (竣工後)						版厚	各層毎 100㎡に1回 (竣工後)		
	3-1-5	舗装コンクリート版工 (アスファルト中間層)	版厚状況	400㎡に1回 (竣工後)	代表箇所 各1枚	3-1-5		舗装コンクリート版工 (アスファルト中間層)	版厚状況	400㎡に1回 (竣工後)	代表箇所 各1枚			
			タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 (散布時)					タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 (散布時)				
			版厚	各層毎 100㎡に1回 (竣工後)					版厚	各層毎 100㎡に1回 (竣工後)				
	3-1-6	路面切開工	版厚(基準高)	1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚	3-1-6		路面切開工	版厚(基準高)	1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚			
			版厚	1施工箇所1回 (施工後)					版厚	1施工箇所1回 (施工後)				
	3-1-7	オーバーレイ工	平座高	1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚	3-1-7		オーバーレイ工	平座高	1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚			
			タックコート	各層毎に1回 (散布時)					タックコート	各層毎に1回 (散布時)				
			版厚状況	400㎡に1回 (施工後)					版厚状況	400㎡に1回 (施工後)				
	3-1-8	上層砕石工	3-1書に準拠			3-1-8		上層砕石工	3-1書に準拠					
	3-1-9	下層砕石工	3-1書に準拠			3-1-9		下層砕石工	3-1書に準拠					
	3-2-0	歩道砕石工	3-1書に準拠			3-2-0		歩道砕石工	3-1書に準拠					
	3-2-1	歩道補装工	3-5書に準拠			3-2-1		歩道補装工	3-5書に準拠					
3-2-2	路肩補装砕石工	3-1書に準拠			3-2-2	路肩補装砕石工	3-1書に準拠							
3-2-3	路肩補装工	3-5書に準拠			3-2-3	路肩補装工	3-5書に準拠							
地盤 改良 工 関係	4-1	地味安定処理工 表層混合処理	施工厚さ	50㎡に1回 (施工後)	代表箇所 各1枚	地盤 改良 工 関係	4-1	地味安定処理工 表層混合処理	施工厚さ	50㎡に1回 (施工後)	代表箇所 各1枚			
			版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)					版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)				
			版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)					版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)				
			版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)					版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)				
			版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)					版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)				
4-2	表層工	表層厚さ	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚	4-2	表層工	表層厚さ	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚					
		版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)				版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)						
4-3	表層安定処理工(サンドマット工)	施工厚さ	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚	4-3	表層安定処理工(サンドマット工)	施工厚さ	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚					
		版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)				版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)						
4-4	ハイルネット工	厚さ	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚	4-4	ハイルネット工	厚さ	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚					
		版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)				版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)						
		版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)				版厚	50㎡又は1施工箇所1回 (施工後)						
4-5	パーチアルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (連続式サンドドレーン工) 緯線の改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 品受ばえ	200㎡又は1施工箇所1回 (打込み前後)	代表箇所 各1枚	4-5	パーチアルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (連続式サンドドレーン工) 緯線の改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 品受ばえ	200㎡又は1施工箇所1回 (打込み前後)	代表箇所 各1枚					
		枚数 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所1回 (打込後)				枚数 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所1回 (打込後)						
		砂の投入量	※枚数				砂の投入量	※枚数						
4-6	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 枚数	1施工箇所1回 (打込後)	代表箇所 各1枚	4-6	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 枚数	1施工箇所1回 (打込後)	代表箇所 各1枚					
		深さ	1施工箇所1回 (打込前後)				深さ	1施工箇所1回 (打込前後)						
		深さ	1施工箇所1回 (打込前後)				深さ	1施工箇所1回 (打込前後)						

## 写真管理基準撮影箇所一覧新旧対比表

改 定 (令和4年度)							現 行 (令和3年度)							改 定 理 由	
撮影箇所一覧表 (出来形管理)							撮影箇所一覧表 (出来形管理)							関係基準の改定に伴う改定	
区分	番号	工 種	写真管理項目			備 考	区分	番号	工 種	写真管理項目			備 考		
			撮影項目	撮影頻度(時期)	撮影条件					撮影項目	撮影頻度(時期)	撮影条件			
出稼前準備工事	R-01	掘削工 (粉体液状掘削工) (高圧液状掘削工) (スラリー掘削工) (鉛石炭パイル工)	掘削・掘削 状況	1回工事毎に1回	代表箇所 各1枚		出稼前準備工事	R-01	掘削工 (H掘削) (鉛石炭)	1-2番に準拠					
			掘削	1回工事毎に1回	1枚 [打込前後]										
	R-02	基礎掘削工事 (H掘削) (鉛石炭)	1-2番に準拠												
	R-03	土留工(鉛石炭) (連射ブロック張り工)	2-2番に準拠												
	R-04	土留工(鉛石炭) (射撃工)	大規模 決表	200m又は1施工箇所1回	代表箇所 各1枚	[施工後]									
	R-05	土留工(鉛石炭) (中継工)	標準的な	200m又は1施工箇所1回	代表箇所 各1枚	[施工後]									
	R-06	土留工(鉛石炭) (アンカー工) (P工法特工)	掘削後と 掘削前	1回工事毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削後] [施工後]									
	R-07	地中連続壁工(壁式)	高さの長さ 変化	50m又は1施工箇所1回	代表箇所 各1枚	[施工後]									
	R-08	地中連続壁工(柱列式)	高さの長さ 変化	50m又は1施工箇所1回	代表箇所 各1枚	[施工後]									
	掘削工事	R-01	掘削工(液状掘削)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚		[掘削中]	掘削工事	R-01	掘削工(液状掘削)	土質等の判別	地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削中]
決表 ※そのいずれかで 撮影する。				200m又は1施工箇所1回	[掘削後]	決表 ※そのいずれかで 撮影する。	200m又は1施工箇所1回	[掘削後]							
※ただし、関係工事現場における日本建築 協会の規定は「関係工事現場の適用カ イドライン(令和4年2月)」によること															
1回工事毎に1回		代表箇所 各1枚	[掘削後]	1回工事毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削後]									
R-02	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-02	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]			
R-03	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-03	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]			
R-04	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-04	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]			
掘削工事	R-01	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-01	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
	R-02	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-02	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
	R-03	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-03	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
	R-04	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-04	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
掘削工事	R-01	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-01	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
	R-02	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-02	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
	R-03	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-03	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
	R-04	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-04	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
掘削工事	R-01	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-01	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
	R-02	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-02	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
	R-03	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-03	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		
	R-04	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		R-04	掘削工(液状掘削)	掘削状況	掘削状況又は地質が変わる毎に1回	代表箇所 各1枚	[掘削時]		

